

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 包括外部監査契約の締結	総 務 文 書 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	"
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	"
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・ 林業・木材産業改善資金収納事務委託	林 政 課
・ 保安林の指定（2件）	"
・ 保安林の指定の解除	"
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始	"
・ 公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	"
・ 土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の定款変更の認可	"
・ 港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催	港 湾 課
◎ 公安委員会告示	
・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	交 通 企 画 課

告 示

長崎県告示第349号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 契約の期間の始期
令和5年4月3日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。

- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所
氏名 有馬 理
住所 長崎県長崎市中園町7番7-801号
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

長崎県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
株式会社エミプラス奈留薬局葉山店	長崎市葉山1丁目28-15 S&B葉山ショッピングプラザ2F	令和5年4月1日
野母崎薬局	長崎市野母町2310	令和5年4月1日
かもめ調剤薬局	長崎市万屋町6-17	令和5年3月1日

長崎県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
公益社団法人地域医療振興協会 訪問看護ステーション さくら	大村市古賀島町133-22	令和5年4月1日
つむぎ訪問看護ステーション	長崎市昭和1丁目7-8	令和5年4月1日
訪問看護ステーションりぶら	佐世保市田の浦町43-16	令和5年4月1日
訪問看護ステーションいしずえ五島	五島市木場町280-16	令和5年5月1日

長崎県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
こころ元気クリニック	長崎市元船町12-1 タカラビル2F	令和5年4月1日
医療法人 かしわぎ心療内科 クリニック	佐世保市八幡町4-3 八幡ビル2F205号	令和5年4月1日

長崎県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
中里薬局	長崎市中里町1028-8	令和5年4月1日
セレケア薬局	佐世保市もみじが丘町40-16	令和5年4月1日
川上薬局 田中町店	長崎市田中町1027-48 プラネット2 1F	令和5年4月1日
矢上町薬局	長崎市矢上町25番1号	令和5年4月1日
株式会社 おおぞら薬局	大村市坂口町373-5	令和5年4月1日
マーチ薬局	西彼杵郡時津町浦郷428-10	令和5年5月1日
有限会社みどり薬局田平薬局	平戸市田平町山内免413	令和5年5月1日
開生薬局 百合野店	西彼杵郡長与町高田郷2493-2	令和5年5月1日

長崎県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人 清潮会 訪問看護ステーション あんしん	長崎市布巻町165番地1	令和5年4月1日

長崎県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	長崎市桶屋町29番1号 ネクサスコネクト桶屋町3階A	令和5年4月1日
旧	おのクリニック	長崎市勝山町44番2号 森ビル2F	
新	変更なし	長崎市桶屋町50	令和5年4月1日

旧	代官坂薬局	長崎市勝山町44-3	
新	変更なし	長崎市小峰町9番20号	令和5年4月10日
旧	フランシスコ訪問看護ステーション	長崎市石神町13番39号	

長崎県告示第356号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

佐須奈加入区

長崎県告示第357号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
諫早市貝津町1122番地6
長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春
- 3 委託事務
林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

長崎県告示第358号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市上対馬町河内字大久保250の21
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
東彼杵郡川棚町石木郷字倉本265、269、五反田郷字ノゾキ287・288・289の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、280、281、283の1、284、285
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
石木郷字倉本269・五反田郷字ノゾキ285（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、287、288、289の1
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
五島市玉之浦町玉之浦字水垂1714の17から1714の23まで
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長崎県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 上対馬豊玉線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市豊玉町曾字石田895番地先から 対馬市豊玉町曾字石田972番地先まで	前	6.7～55.7	410.0	
	後	9.1～59.6	404.0	

長崎県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2

週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	平戸市田平町小手田免字袖ノ木1068番地先から 平戸市田平町小手田免字袖ノ木1064番5地先まで	令和5年5月16日

長崎県告示第363号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年5月16日

曾ノ浦港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 埋立ての免許年月日
令和5年5月1日
- 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 埋立区域
ア 位置
長崎県対馬市豊玉町曾字イノハシ1051番4から1045番17に至る地先公有水面
イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積
254.42平方メートル
- 埋立てに関する工事の施行区域
ア 位置
長崎県対馬市豊玉町曾字イノハシ1051番4、1051番5、1051番7、1051番2、1049番20、1049番19、
1049番18、1049番11、1049番17、1049番2、1131番4、1131番3、1045番22、1045番21、1045番20、1045
番19、1045番18、1045番17、1045番16、1045番15の各地内並びに1051番7から1045番15に至る地先公有水
面
イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積
18,865.03平方メートル
- 埋立地の用途
海岸保全施設用地

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル大村店
長崎県大村市松並二丁目92番1外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (3) 変更しようとする事項
 - ①荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 建物北西側及び南東側2ヶ所 219.0m²
(変更後) 変更前施設及び敷地東側3ヶ所 231.5m²
 - ②廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 建物北側1ヶ所 45.00m³
(変更後) 建物北西側2ヶ所 45.975m³
 - ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後10時
(変更後) 変更前及び新設荷さばき施設のみ午後10時から翌午前6時
- (4) 変更の年月日
令和5年6月22日

2 届出年月日

令和5年4月24日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町1番1号

2 届出の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

(環境政策課)

- ① 設置する送風機のうち、騒音規制法に定める特定施設（原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機）に該当するものについては、設置の30日前までに特定施設設置届出書の提出が必要です。

- ② 設置する室外機及びクーリングタワーのうち、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（原動機の定格出力が7.5kw以上の冷凍機、同0.75kw以上のクーリングタワー）に該当するものについては、設置の30日前までに指定施設設置届出書の提出が必要です。

（景観推進室）

- ① 景観について、店舗増築に伴う景観計画区域内行為届については提出済みとなっておりますので、届出内容に基づいた施工をお願いします。また、今後、届出の計画に変更が生じた場合は変更届の提出をお願いします。
- ② 屋外広告物について、屋外広告物を掲出する場合は、事前協議を行い、屋外広告物条例を遵守してください。

（建築指導課）

- ① 建築基準法及び建築指導課が所管している条例等に則り、次の許可、届出の受理等がなされております。変更事項等がある場合は建築工事完了等までに、建築指導課と協議し、必要に応じて変更届等を提出してください。
- ・長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例第9条第1項ただし書きの規定による許可
長崎市指令建指第240号（許可日：令和3年8月23日）
 - ・長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例
建指紛争予防第3-22号（受理通知日：令和3年11月1日）
 - ・長崎県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定に基づく届出
第3-18号（適合日：令和3年12月16日）

（土木総務課）

- ① 市道を加工・占用する計画がある場合は、事前に協議を行ってください。必要に応じて必要書類を提出していただきます。

（土木企画課）

- ① 交通渋滞対策について、アミュプラザ長崎南側の道路は、長崎県交通渋滞対策協議会において、主要渋滞区間（箇所）【一般国道202号旭大橋東地区（旭大橋東口から旭大橋東詰）】に選定されており、今後も周辺道路の交通混雑が見込まれますので、関係機関との協議などを踏まえながら、周辺道路への影響が最小限となるよう必要な対策を講じてください。
- また、長崎市が行う（都）大黒町恵美須町線の整備は、令和11年度の完成を目標としており、旭大橋東口交差点の改良についても同時期に実施する予定です。そのため、ソフト対策を含めた交通渋滞対策により、現状への負荷がかからないよう努めてください。
- ② 入出庫経路について、変更届出書の14ページの(3)交通への支障を回避するための方策等に、「出入口No.2からの退店車両は左折又は右折による出庫を誘導する」と記載がありますが、前面道路は一方通行であるため、左折による出庫を誘導してください。
- ③ 駐車場について、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものは、駐車場法第11条の規定による技術的基準の適用が有りますので、同法施行令の基準に適合させるように留意するとともに、変更部分の着手前までに「路外駐車場変更届」を提出してください。また、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づき、附置義務台数を確保するとともに、確認申請の再提出前までに「附置駐車施設変更届出書」を提出してください。
- ④ 駐輪場について、駐輪場台数の算出については、令和2年6月～令和3年3月に実施した利用状況の調査結果を基に算出されていますが、調査期間は新型コロナウイルス感染症対策として、外出自粛要請の期間が含まれており、利用台数に影響を及ぼしている可能性がありますので、再調査による台数算出もしくは指針により算出した駐輪台数を採用する必要があると思います。また、従業員用の駐輪場を含め需要に応じた駐輪台数を確保するとともに、来客者用駐輪場については通勤・通学など来客者以外の方が駐車することのないような対策を検討してください。
- ⑤ 新長崎駅ビル開店後の交通対策について、オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

（廃棄物対策課）

- ① 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリー

ト破片、アスファルト破片等)は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。

※根拠法令

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条

- ② 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者(店舗等)から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。

※参考資料

- ・長崎市の事業系ごみの分け方

※根拠法令

- ・一般廃棄物一廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項
- ・産業廃棄物一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条

- ③ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。

※根拠法令

- ・一般廃棄物一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号リ
- ・産業廃棄物一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条

(消防局警防課)

- ① 既存の防火水槽(消防用水)に対して、今後消防隊車両侵入が困難にならないように留意してください。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

- (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、鷹島土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
椎 山 茂	松浦市鷹島町阿翁免906番地	吉 田 政 明	松浦市鷹島町阿翁免778番地
瀬 川 靖 典	松浦市鷹島町神崎免109番地	瀬 川 靖 典	松浦市鷹島町神崎免109番地
近 藤 好 文	松浦市鷹島町神崎免768番地	朝 川 和 秋	松浦市鷹島町神崎免1124番地
前 田 幸 則	松浦市鷹島町里免330番地	前 田 幸 則	松浦市鷹島町里免330番地
松 崎 新 也	松浦市鷹島町中通免1167番地	松 崎 新 也	松浦市鷹島町中通免1167番地
北 野 好 昭	松浦市鷹島町原免718番地	北 野 好 昭	松浦市鷹島町原免718番地
大 石 啓 介	松浦市鷹島町原免484番地	大 石 啓 介	松浦市鷹島町原免484番地
小 村 三 利	松浦市鷹島町三里免331番地	久 保 繁 徳	松浦市鷹島町三里免527番地
丸 山 敏 朗	松浦市鷹島町三里免1923番地3	山 崎 哲 也	松浦市鷹島町三里免1949番地

森 弘 幸	松浦市鷹島町阿翁免825番地		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 本 覚 二	松浦市鷹島町阿翁免927番地	松 本 覚 二	松浦市鷹島町阿翁免927番地
加 藤 壽 敏	松浦市鷹島町船唐津免1012番地	加 藤 壽 敏	松浦市鷹島町船唐津免1012番地
市 原 義 光	松浦市鷹島町中通免1896番地		

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月30日総代会議決）を認可した。

令和5年5月16日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 南島原土地改良区
認可年月日 令和5年5月8日

港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催（公告）

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり港湾隣接地域の指定に関する公聴会を開催する。

令和5年5月16日

福江港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1. 日時

令和5年6月1日（木）19時

2. 場所

下大津住民センター（五島市下大津町）

3. 指定予定区域

①位置

長崎県五島市下大津町708番38から下大津町536番2に至る区域。

②区域

次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点1から256度26分引いた線、基点4から358度22分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県五島市下大津町708番44地内道路敷きに設置された3級基準点（10A60）

【北緯：32° 41′ 24. 3969″、東経：128° 51′ 21. 4754″】

以下「基点」という。

基点1	基準点から	23° 44′ 43″	212. 485mの表示杭
基点2	基点1から	166° 26′ 09″	45. 684mの表示杭
基点3	基点2から	178° 33′ 14″	643. 097mの表示杭
基点4	基点3から	88° 33′ 15″	103. 000mの表示杭

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年

長崎県公安委員会規則第8号) 第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

委嘱した者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
金 子 照 美	佐世保警察署 (0956) 23-0110	佐世保警察署の管轄区域

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト